

ビルマでの強制労働に関する国際労働機関（ILO）への報告書 （2001年10月）



はじめに

ビルマ（ミャンマー）では、今日も軍事政権（SPDC：国家平和発展評議会）による強制労働が行われています。人々は自分の意志にかかわらず、命じられるがままに軍の陣地の設営や戦闘地への荷物の運搬などの過酷な労働を行っています。人々はこれらの労働によってなんの報酬や利益を受けることもなく、むしろ損害ばかりを受けています。

地球の権利インターナショナル（ERI）は設立以来、ビルマの人権、環境問題について現地調査を行い、その情報を発信することで、国際社会の理解を増進する活動をしています。この活動の一環として、ビルマの強制労働問題に懸念を表明している国際労働機関（ILO）に、2000年6月および2001年6月の二度にわたりビルマの強制労働に関する報告書を提出しました。これらの報告書は、強制労働の実態を明らかにし、国際社会のビルマに関する現状把握に貢献してきました。

ERIからILOへの報告書として3本目となる「More of the Same: Forced Labor Continues in Burma (October 2000 – September 2001)」(以下、「More of the Same」)は、ILOのハイレベルチームが2001年10月に行った実態調査に先立ち2001年10月に提出されたものです。ハイレベルチームの報告書も11月に出されています。

ハイレベルチーム報告書のURL

http://www.jca.apc.org/burmainfo/un/ILO-HLT_report2001_jp.html (日本語HTML)

http://www.jca.apc.org/burmainfo/un/ILO-HLT_report2001_jp.pdf (日本語PDF)

<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/gb/docs/gb282/pdf/gb-4.pdf> (英語PDF)

「More of the Same」は、2000年半ば以降にERIが行った調査を通して確認された事実をまとめています。ERIの聞き取り調査を受けた住民の証言からは、ビルマ国内での強制労働を違法とする命令1/99（1999年3月）及び同命令の補足命令（2000年10月）の施行にもかかわらず、強制労働が依然として続いていることがわかります。調査が行われたテナセリム管区とシャン州では、軍事施設の建設・修理などの強制労働やポーターの強制、強制労働料・ポーター料の搾取などが続いており、地域住民は様々な面で生活を妨げら

れています。ほとんどの住民は命令1／99について知らないだけでなく、軍による恣意的な実施によってその実効性が失われています。さらに、命令違反が生じた場合の通報や救済に関する制度が整っていないために、強制労働に関する情報提供者が抑圧されたり、強制労働のことを「ヘルプ」と言及するようになるなど、当該命令が逆に強制労働の根絶を望む住民たちを絶望させる結果となっています。

この「ビルマでの強制労働に関する国際労働機関（ILO）への報告書（2001年10月）」は、以上のような命令1／99の影響と強制労働の現状についてまとめた「More of the Same」の日本語要約版です。

*原訳注（英語）は本文に取り入れた。[]内は訳注。「」内はERIの聞き取り調査を受けた住民の証言で、続く地名と数字は聞き取り調査の行われた場所および通し番号。年月がある場合は調査の時期を示す。

地球の権利インターナショナルについて

地球の権利インターナショナル（EarthRights International：ERI）は、法の力と人々の力を合わせて人権と環境を守る民間団体です。1995年以来、ERIはビルマ軍事政権の政策・動向や国内の人権侵害・環境破壊の状況を監視し、集めた情報を国際社会に発信する活動をしています。

ERI 米国事務所

2012 Massachusetts Ave. NW Suite 500

Washington, DC 20036, U.S.A.

Phone/Fax: +1-202-466-5188/+1-202-466-5189

Email: infousa@earthrights.org

日本語連絡先: yuki@earthrights.org

URL: www.earthrights.org

第1部：冒頭証言

「約5か月前、SPDCは3つの委員会を設置し、そのうちの1つが夏季にシャン州にやってきました。委員長の階級はボムジ（大佐）でしたが、名前は正確には思い出せません。大佐は首都ラングーンから来ました。全部で4、5人がラングーンから来ており、地元からも委員会に付き添って来た人たちもいました。当局から、全員で10から12人が来ました。大佐は、SPDCが3つの委員会を作り、そのうち1つがカレン州、1つがシャン州、そしてもう1つがテナセリム管区にそれぞれ行った、と話しました。委員会は住民に対し、人権侵害と強制労働を行っているという理由で国際社会が軍事政権を非難している、と説明しました。そして、彼らは民間人に、国際社会に対してそれが事実でないことを説明するように

頼みました。

大佐は会合を招集しました。郡の行政官が会合招集の発表をし、各村長に文書を送りました。文書はビルマ語で、各村域から最低9、10人が参加しなくてはならないと書いてありました。1、2人しか出さなかった村もありました。会合に誰も来ていない村があると、誰かを連れてくるためにその村に人が送られました。会合の参加を拒否する勇気のある村はありませんでした。私自身も会合に参加しました。全部で約30人が集まりました。

大佐は、反政府勢力や国外の団体などが強制労働と強制移住についてILOに通報しているため、ILOが軍事政権に対して処置を講じていると言いました。そこで、状況を調査し、これが事実でないことを証明するために3つの委員会が設置された、ということでした。委員会は、強制労働が行われていないことを証明するために民間人を巻き込もうとしていたのです。

大佐はSPDCが状況を調査し、ジュネーブでの「ILOの」会議とASEANとに報告書を送る予定だ、と話しました。また、ILOからこのような外圧を受けるのはビルマにとって望ましくないことであり、政府だけではなくビルマ国民にも打撃となるものである、と言いました。大佐はILOがビルマに制裁を加え、対ビルマ援助を中止する可能性もあると言いました。これは国や国民にとって打撃であり、そうならないためにも、国民は強制労働がないことをILOに証明しなければならない、と言いました。

大佐はまた、命令1/99の成立前には、国をよりよくするために政府が国民の協力を必要としたため、国民の方から労働提供の申し出があったかもしれない、と言いました。大佐は、政府が命令1/99の成立後に強制労働が行われたかどうか調査をしようとしている、と言いました。命令1/99の成立後に強制労働が行われたのなら行われた、行われなかったのなら行われなかった、と言えばよい、と言いました。

大佐が話した後、委員会がそれぞれの村の住民に聞き取り調査を行うと言いました。ビルマがILOの制裁による打撃を受けるのを避けるために、強制労働が行われていないと証明するための調査に協力しなければなりません。大佐が国民に対し、国益のために強制労働は行われなかったと言わなければならない、と訴えているのは明らかでした。

大佐は、報告書には個別地域が調査されたことが明記される、と言いました。委員会は聞き取り調査の様子をビデオで撮影し、テープに録音することになっていました。大佐は各地域から住民を一人ずつ呼び出し、録画しながら聞き取り調査をしました。

会合は半日続きました。大佐が10分間話をした後、録画と聞き取り調査が始まりました。大佐は調査委員長然としてテーブルにつき、目の前の録画を見ていました。3、4人の委員が交代で聞き取り調査を行いました。記録者が議事録をタイプしていました。手書きで記録を取っている人もいました。別の人は録画をしていました。調査はとても急いで進められ、必要な情報だけ集めると、委員会は帰りました。委員会は会合の前の晩に到着し、会合当日

の午後1時頃には、次の郡に向けて出発しました。

委員会の質問は、委員会が欲しい答えを住民にさせるための誘導的なものでした。聞き取り調査を受けたのは、大半が一般市民でした。質問は例えば次のようなものでした。

質問 「ILOの報告には、第A軽歩兵大隊がB郡の住民に強制労働をさせたと書いてある。第A軽歩兵大隊はB郡にいるのか」

回答 「いいえ」

質問 「第A軽歩兵大隊はB郡に強制労働を求めたか」

回答 「いいえ」

質問 「C村はB郡の中にあるか」

回答 「いいえ」

第A軽歩兵大隊とC村はB郡になく、近隣のD郡にあるため、形式上、これは正しいことになります。つまり、第A軽歩兵大隊がB郡に強制労働を求めた可能性はないわけです。C村がD郡にあると言おうとした人がいましたが、委員はそのような情報や回答には関心を示しませんでした。彼らはただ、C村がB郡の中にないということを知りたかっただけなのです。委員はILOの調査結果に反駁するために、報告書の弱点や間違いに焦点を置いたのです。委員は、多くの住民からこのような答えを引き出すことができました。私が覚えているほかの質問としては、次のようなものがありました。

質問 「命令1／99に関する文書を受け取ったか」

回答 「はい」

質問 「命令1／99の施行後に、強制労働を求める命令を受け取ったか」

回答 「いいえ」

質問 「命令1／99の前も、強制労働は少ししかなかったらう？」

回答 「いいえ。少しではありませんでした。強制労働はたくさんありました」

この住民が、2番目の誘導尋問で求められていた回答は明らでした。回答者は「いいえ」と答えるべきだったのです。しかし、3つ目の回答は質問者が求めていた回答ではなかったため、委員を含めた全員から笑いが漏れました。質問者は、「強制労働は少ししかなかった」という回答を知りたかっただけなのです。委員は命令1／99以前ではなく、以後のことにしか関心がなかったために笑ったのでしょう。

聞き取り調査の場には通訳もいました。質問者はビルマ語で質問をしました。通訳は、住民の回答をビルマ語に訳すときに、よく間違えました。通訳はそれほど仕事に真剣ではない

ようでした。回答もビルマ語で書きとめられ、書かれる内容は委員が欲しい部分に絞られました。聞き取り調査が終わると、回答者は自分の証言内容が書かれたビルマ語の文書に署名させられました。署名する前に、文書はビルマ語で朗読されましたが、ほとんどの住民は[少数民族でありビルマ語がわからないので]理解できませんでした。住民は興味もなく、早く帰りたかったのですぐに署名をしました。委員会は、署名する前に文書の内容を変更できるかどうかについては言及しませんでした。

私は、委員会が真実を追究しようとしているものだとは思いませんでした。会合は見せかけだけで、住民にとって何の役にも立たないと思いました。会合は、軍と政府の罪を隠そうとしたものだと思います。委員会とその調査は、真実を明らかにするものではなく、[委員会による]ILOへの報告は虚偽だと思います。聞き取り調査は大佐の前で行われ、通訳はいい加減だったし、記録者も間違えたし、質問も誘導的だったからです。

委員会は、強制労働について今後どう通報すればよいのかについても指示しました。委員会が去った後で強制労働があったら、誰でも関係当局に通報できると言いました。委員会は「当局」が何を意味するものであるか、政府なのか警察なのか軍隊なのか、それら全てなのか、明確に説明しませんでした。通報には次の情報が含まれなければなりません：どの階級の軍人が[強制労働の]命令を出したのか、誰が、いつ、どこで、どのような労働を強制したのか、といったことです。匿名で通報できるかどうかについては言及しませんでした。また、通報を口頭で行うべきなのか書面ですべきなのかにも言及しませんでした。直接被害にあった者でなければならぬのか、強制労働について聞いただけでもいいのかについてもわかりません。

2001年3月、初めて命令1/99について知りました。命令1/99を地方の住民に周知させなければならない、という命令が添付されていました。命令1/99と、[周知に関する命令]文書はビルマ語でしか出版されなかったため、大半の地元住民は[ビルマ語が読めない]ので関心がありませんでした。…これは命令1/99についての会合の少し前のことでした。2001年3月以前は、住民を働かせ続けたかったので郡が命令1/99を公表しなかったのです。

私が住んでいたところでは、命令1/99について知った後、少なくとも肉体労働を強制されることはなくなりました。2001年3月以降は強制労働は少しずつ減りました。しかし、軍はそれ以降も、交通手段としてトレーラーを住民が交代で提供するように求めました。住民は交代で車とトラックを提供させられました。軍が地域外に出かけたいときは、その日が当番の車を呼び出しました。掲示板にその日が当番の車の番号が書き込まれ、皆にわかるようになっていました。私が村を去ったのは畑仕事が始まる前の時期だったので、今年も人々が農作業を強制されているかどうかは知りません。

声や名前、結婚しているかどうか、年齢、学歴、職業など(私の略歴について)の情報は、

身の危険を感じるため、明かしません」

シャン州、S 1 1 9 番

第 2 部：強制労働は続く

1：組織的な動員

昔から軍は、全国の村長に対して文書や口頭で強制労働の命令を出してきた。この慣行は今も続けられている。強制労働には暴力が伴うことも日常茶飯事である。村長が十分な労働者を提供しなかったために報復を受けることもある。

「軍が村長に労働力の斡旋を命じ、村長はそれに応じました。兵士が直接村長のところへ行くこともありましたが、村長に文書を送ることもありましたが。強制労働は村長によって調整され、村長が私たち [住民] のところに来て、働きに行かなければならないことを伝えました」

シャン州、S 1 0 2 番

「強制労働を調整する手順としては、まず軍が村長に命令を出します。村長は、軍の必要に応じて住民を強制労働のために提供しなければなりません。村には、大隊が二組駐留していましたが、2001年には村の住民は大隊のために毎日働かされました」

シャン州、S 1 0 0 番

「労働の命令は村長から来ました。…断ればお金、つまり罰金を払わねばならなかったの、一度も断りませんでした。…軍が村長に命令を下し、村長が住民に道路整備や荷物運び、パゴダの清掃などを命じました。…機械やトラックを持っている住民は、労働の内容によってはこれらを持参しなければなりません。どの世帯も行かなければなりません。これは『アクアニー (ヘルプ)』と呼ばれていました」

シャン州、S 1 1 0 番

「ビルマ軍は村に来ると、軍のために働く住民を斡旋するよう、村長に命じました。住民が行かないと、兵士は村長を殴ったり蹴ったりしました。私たちは [働きに行くのを] 断ることはできませんでした」

シャン州、S 1 0 1 番

2：ポーター

強制労働のうち、おそらく最も危険を伴うのは、ビルマ軍のためのポーター (荷物運び)

だろう。ポーターになると、兵士がパトロールや移動をする際、非常に重い荷物を運ばされる。十分な食料を与えられないことも多く、やじられたり蹴られたりすることもある。ポーターの任務から二度と戻って来なかった人もいる。また、普段は強制労働を免除される村長でさえ、ポーターとして働きに行かなければならない場合もある。

「一番最近、私の村の住民がポーターに行かされたのは、2001年の5月初旬でした。軍隊がタヴォイ郡にある私たちの村に一晩泊まったのですが、約40人の兵士がいました。翌朝、軍は村長に、荷物を運ぶために7人の人手が必要だと言いました。これには2日しかかからないと言われましたが、7人が戻って来たのは約1週間後でした。7人は軍需品と銃弾を運ばされました。賃金はもらえませんでした。兵士たちが村にポーターの提供を命じに来たとき、村が人手を自主的に提供しなければ人を捕まえる、と言いました。7人が戻って来るのに1週間もかかったのは、タヴォイ川の上流まで行かなければならなかったからです。私自身も2000年に一度、ポーターを勤めましたが、その時は3日間、第104軽歩兵大隊の兵士とともに歩かされました。約40人の兵士と約10人のポーターがいました。…弾薬と軍需品を運ばなくてはなりませんでした。10ビス [約15キログラム] 以上の重さがありました。賃金は一切もらえず、順番が回ってきたので行かなければならなかったのです」

2001年5月、テナセリム管区、GF010番

「私は2回ポーターに行かなくてはならず、軍のために食料を運ばされました。ポーターをさせるために呼び出され、何の賃金も得ませんでした。最後にポーターに行かされたのは2001年4月初旬でした。タヴォイ郡の上流にある軍の前哨地に行かなければならず、約半日の道のりで、兵士の食料も運ばなければなりませんでした。兵士と一緒にには行きませんでした。軍は村長たちに、食糧を集めて持って来るように命令したのです。それは、タヴォイ郡に駐在する第374大隊のためのものでした。…通常、月に1度、軍は私たちの村にパトロールに来ます。パトロール隊がポーターを連れているのを見かけましたが、ポーターの大半はビルマ族 [ビルマの多数民族] か囚人でした。ポーターが私たちの家に立ち寄るときに、彼らと話す機会があったので知っています。…2001年5月初旬、第374大隊が村に来ましたが、住民が数人…荷物運びをさせられているのを見ました」

2001年5月下旬、テナセリム管区、GF012番

「村長さえも荷物運びをさせられたことが1度ありました。2001年6月下旬のことで、第104軽歩兵大隊についていきました。これは大隊の将校からの命令でした。約7日の行程で、私のほかに7人の住民がポーターとして上流域を歩き回らなくてはなりませんで

した。食料と弾薬を運ばされました。それぞれが約25キロの荷物を背負わされ、迫撃砲弾を運ばされた人もいました。食物は十分に与えられず、兵士は一日2回しか食物をくれませんでした。最後の3日間は米とバナナの木しか食べませんでした。食物が不十分のため荷物をそれ以上運べなくなり、後続の兵士に罵声を浴びせられ、時には叩かれたり蹴られたりもしました」

テナセリム管区、GF103番

「私の村が最後にポーターをさせられたのは2001年6月中旬で、第409軽歩兵大隊のためでした。兵士たちが直接、ポーターを捕らえに来ました。その時は10人が行かされました。彼らは上流（イエピユ郡）まで行かなければならず、2日後、2人が脱走し、15日後、もう2人が兵士に解放されて村に戻ってきました。…第409軽歩兵大隊は特定地域をパトロールしています。他の6人のポーターは戻ってきませんでした。後に、6人は反政府組織のカレン民族連合（KNU）に税金を支払っているという理由で軍に殺されたと聞きました」

テナセリム管区、GF109番

3：ポーター料の徴収

強制労働やポーターを免除する代わりに住民から金を徴収する慣行も続いている。住民は普通、強制労働を免れるために、できる限り料金を払おうとする。この結果、料金を支払えない貧しい住民ほど、強制労働に使われる可能性が高くなる。

「ラウンローン郡では2001年初頭から現在まで、1回につき約500から1000チャット [ビルマの通貨単位] のポーター料を、既に3回も支払わされました。前回私は800チャットを出さなくてはならず、地区の責任者がこれを徴収しました。ポーター料が払えないために、ポーターの仕事に行かざるを得ない人もいました。またポーターに行く代わりに約3日間、道路整備をさせられた人もいました」

2001年6月末、テナセリム管区、GF020番

「2001年5月頃から、第402軽歩兵大隊がタヴォイ郡にある私たちの村に駐留し、月1、2度ポーターの提供を求めたのですが、住民は行きたくない場合にはポーター料を払わなければなりません。私自身は行かず、代わりに行く人を雇いましたが、毎回一人につき2500チャットを支払わなくてはなりません。最後に私がポーター料を払わなくてはならなかったのは2001年6月初旬で、5日間のポーターについて500チャット支払われました。ポーターは第104大隊のパトロール隊についてよその村

に行かなくてはなりませんでした。その際、村は5人のポーターを出さなくてはなりませんでした。…命令は、約60人の兵士を伴ってトラックで村に来た司令官から出されました。兵士たちの米や必需品を約20キログラム分も運ばされたポーターもいました」

2001年6月下旬、テナセリム管区、GF021番

4：軍陣地・施設の建設及び修理

現在もビルマで続けられている強制労働のうちで最も一般的なのは、おそらく軍の前哨地の建設と修理であろう。住民は、前哨地建設のための土地整備から、兵舎の建設やメンテナンスもさせられる。また、軍事施設建設のための土地収用が日常的に行われる上、建築資材となる竹や木などを提供しなければならない。

「第402軽歩兵大隊はタヴォイ郡にある私たちの村に来て、前哨地を建てました。2001年5月頃でした。以前、第402軽歩兵大隊はイエワインに前哨地を置いていました。軍は毎日、私の村や他の村の近辺をパトロールしました。…毎回、約20人が、1、2日かけてパトロールしました。大隊が村に到着してまもなく、私たちの村は、大隊のために前哨地の建設や道路整備、竹や木の伐採などの労働をさせられました。私も行かなくてはならず、柵にするための竹を切られました。軍は周辺地域の住民に輪番で労働するように命じました。建設中、兵士は住民を監視し、怒鳴ることもありました。私たちは前哨地を建てる間、自分の食物や道具を持参しなくてはなりませんでした。最後に軍のために竹を切ったのは2001年6月中旬のことでした。第402軽歩兵大隊の命令でした。第402軽歩兵大隊は村の各地区に対し、竹を250本提供するように言いました。私は15本の竹を切り出さなくてはならず、…後で兵士たちが来てトラックでそれを持って行きました」

テナセリム管区、GF021番

「2001年4月頃、タヴォイ郡で第376軽歩兵大隊の司令官から命令が出されました。…大隊の前哨地を建てなくてはなりませんでした。大隊が村に来てすぐのことでした。大隊は村長に人を集めるように言いました。この時は、私たちの村だけでなく、ほかに3つの村が含まれていました。…各世帯から一人ずつ出させたので、私たちの村からは約40人が行かなくてはなりませんでした。ほかの3つの村も含めると、約200人が行かなくてはなりませんでした。前哨地の小屋や柵を建てるのに2日かかりました。地区の責任者が…来て私に前哨地を建てるように言いました。賃金が支払われるとは聞きませんでした」

テナセリム管区、GF105番

「2000年以降、イエピユ郡にある私たちの村の状況は以前より随分よくなっていました。しかし軍が村に来てからは、再び弾圧に苦しむことになりました。2001年の雨季、私たちが畑仕事をしている時期でした。砲兵大隊と呼ばれる、第402・407軽歩兵大隊の混成部隊がやって来ました。私の村は軍のために労働をせざるにすみましたが、ほかの村の住民が前哨地を建てに来なければなりませんでした。私たちが労働を免除されたのは、軍施設用に私たちの土地が500エーカーほど収用されたためです。私たちの村は既に土地を失ったので、建設は頼まない、と兵士は言いました。…誰も（土地の）補償は受けませんでした」

テナセリム管区、GF112番

「イエピユ郡にある私の村に戻った後で、…私は村に駐留している大隊のために働かなくてはなりませんでした。柵を張り直すため1日働きました。この時行かされたのは6人で、私は自分の番だったので行かなくてはなりませんでした。軍の前哨地の柵を張り直すのに住民が何日働かされたのかは知りませんが、3日以上かかりました。水かけ祭り（2001年4月中旬）前の乾季のことでした。最後に軍のために働かされたときには、水牛を使って1日かけて竹を軍の陣地に運ばなければなりませんでした。これは第273軽歩兵大隊の命令で、大隊は村長に住民を集めるように命じました。竹は兵士の小屋と前哨地の修繕のためでした。5人が竹を切り倒し、水牛を持っている別の5人がその竹を集めに行きました。約300本の竹を前哨地の前まで運ばなくてはならず、その後、竹の伐採や運搬をしなかった住民たちが、小屋の壁を作るために竹を割らなくてはなりませんでした。…2001年7月末のことでした」

テナセリム管区、GF110番

5：軍陣地での雑務や金銭の提供

軍の陣地や施設ではまた、住民がガイドや伝令、料理人や掃除人などとしてのサービスの提供などを頻繁に求められる。また、村の市民軍に参加させられることもある。市民軍の人員の「給料」などの課徴金の支払いの強制も広範に行われている。

テナセリム管区で続けられている強制労働の形態の一つに、「スタンバイ（待機）・ポーター」や「スタンバイ労働」と呼ばれるものがある。軍は毎日、他の部隊や政府機関への伝令、薪や水の確保など様々な用事を言いつけるため、最低一人を常に待機させておくことを求める。「スタンバイ」当番の者は軍の前哨地に行き、その日一日、兵士たちの言いつけを聞かなくてはならない。

「2001年8月下旬、SPDCの兵士たちは、22歳から40歳までの男たちを徴集し、地域の市民軍に入れました。市民軍は『人間の盾』のようなもので、ビルマ国軍の兵士を守るために使われるのです。SPDCの兵士たちが村の中にとどまる間、従軍経験者の住民は村の周辺を警備しなければなりません。このため、もし[反政府武装勢力の]シャン州軍(SSA)が村を攻撃すれば、シャン人である住民がSPDCの兵士を守ってSSAと戦わなければならないのです。これは、住民が逃げ出したくなる新たな一因でした。ビルマ国軍は市民軍に入れるための人員を各世帯から一人ずつ徴集しました。私がタイに来たのも、この徴兵から逃れるためでした。友人と2人で一緒に逃げ出しましたが、友人は(シャン州のある町に)行きました。…そこは町なので、私の村のような徴兵はないと思います。

シャン州、S110番

「各世帯は毎月、SPDCが村に設置した市民軍に500チャット支払われました。市民軍の兵士の給料に充てるためです」

テナセリム管区、GF008番

「現在(2000年12月)、軍のために無償でさせられる労働は、薪割り、水くみ、そして毎日一人がスタンバイ・ポーターを勤めることです。私自身は働きに行きませんでした。夫は頻繁に行かなければなりません。もし行かなければ、最低一日150チャットを払わなければなりません。お金がないので、毎回自分たちで働きに行くしかありません」

テナセリム管区、GF001番

「タヴォイ郡では、スタンバイ・ポーターになると、朝7時から夕方4時まで前哨地において、薪拾いや掃除、水汲みその他兵士の言いつけを何でもしなければなりません。私は既に3回行かされました。…最後に行かなくてはならなかったのは2001年7月初旬で、やらされたのは、トイレ用の穴を掘ることでした。賃金はもらえず、[住民が]順番に行かなければなりませんでした」

テナセリム管区、GF105番

「イエピュ郡では私が村を出る前の2001年8月まで、毎日一人が順番でスタンバイ・ポーターを勤めなければならず、村長の家に行って兵士からの命令を待たなければなりませんでした。兵士に頼まれたことは何でもしなければなりませんでした。私は行きませんでした。20歳ほどになる私の兄弟が代わりに行かなければなりませんでした」

た」

テナセリム管区、GF110番

6：軍の収入源

更によくある形態の強制労働として、住民を軍の農園で働かせ、軍が消費したり近隣の市場で販売したりするための穀物や家畜を育てさせる、というものがある。13歳の幼い子どもまで農場で労働を強いられた。さらにこの延長で、住民に米を市場価格以下で軍に売るよう強制し、間接的に労働を搾取する行為も行われている。

「ラウンローン郡では第104大隊のためにバナナの木を植えさせられました。村からは約3マイル [約4.8キロメートル] 離れたところでした。2001年3月のことで、各世帯から一人がバナナの木を持参しなければなりませんでした。我が家では私が留守だったので、息子が家を代表して行きました」

テナセリム管区、GF020番

「私たちは昨年也是这样して働かされました。私はトウモロコシ畑とひまわり畑で働きました。最初の時は8日間草取りをしました。2回目は収穫を手伝わされ、12日かかりました。軍の水田はクンヒン郡にありました。賃金はもらいませんでした。…働くように命じたのはビルマ人でした。…通常、朝8時から夕方5時まで働きました。兵士が労働者に食べ物をくれることもありましたが、いつもではありませんでした。食べ物をもらう日は、食べ物が余分にある日だけでした。住民は米やおかずを [兵士のために] 用意し、兵士が食べきれずに残すとその残りをもらうことがありました。8日間のうち全部で3日だけ食べ物をもらったと思います。2回目、トウモロコシとひまわりの種を収穫させられたときには、兵士からは何ももらいませんでした。…私たちは食べ物を家から持参しなければなりませんでした。労働者の中には、米と塩しか食べる物のない人もいました。…作業場まで、歩いて1時間以上かかりました。朝8時に仕事を始めるために、家を6時頃に出なくてはなりませんでした。仕事場に着くと名簿に名前を書かなくてはなりませんでした。『セイムー』と呼ばれる職の兵士がいて、…彼が署名するための名簿を持っていました。見張りのための、銃を持った兵士も4人、立っていました。彼らは労働者たちが怠けないように見張っているのです。彼らは私たちが一生懸命働き、休むことがないように見張っていました。昼休みはありましたが、他には1日中まったく休憩時間はありませんでした。昼休みには、食べることは許されましたが、食べ終わるとすぐに仕事に戻らなくてはなりませんでした。常に注意していなくてはなりませんでした。怠けている人を見つけると、兵士たちは竹の鞘に入った幅広ナイフで殴りました。頭を殴るのです！私たちは4、5人

ずつの列を組んで働かされました。そうすると、兵士が集中して仕事をしていない者を見つけやすいからです。ここ、私のつま先を見てください。私は岩や石に何度も足を打ちつけました。土地を整備しているときにひどくぶつけ、足に傷ができました。私が自分の農地で働いていたのなら、好きなように働き、必要なときに休むことができました。でも、軍のために働くときは、自分たちの畑で働くよりも一生懸命働かなくてはなりませんでした。軍は私たちに賃金を払わなくてもよいので、私たちを一段と酷使しました。軍の農地は極めて広いのです。どのくらい広いか言い表すことはできません。2回目の時、私たち約30人が12日間毎日働き続けても、…収穫を終わらせることができませんでした。トウモロコシを収穫するとき、大きくて熟れたものを選んで取らなくてはなりませんでした。毎日、6輪トラック3台分を収穫しなければなりませんでした。それからトウモロコシはトラックでナムザン郡に運ばれましたが、この間、一本のトウモロコシも家で待つ子どもたちのために持って帰ることを許されませんでした。第1日目、村長は仕事場に食べ物を持って行く必要はないと言いました。でも、仕事場に着いてみると、私たちのための食べ物はどこにもありませんでした。そこで、誰かがトウモロコシを分けてくれるように兵士に頼み、兵士はようやく承諾しました。それぞれが昼食にトウモロコシを3、4本もらいました。それがその日一日分の食糧で、トウモロコシをもらったのもその時だけでした」

2001年8月末、シャン州、S111番

「2001年4月と5月にロイアペー [強制労働を表す一般的な言葉] に行かなくてはなりませんでした。父がムンクン郡にある村の村長であるにもかかわらず、私は軍のために田植えに行かされました。毎回、2日かかりました。15人が一緒に行くこともあれば、約20人のこともありました」

シャン州、S118番

「ムンパンでは、義理の息子が柵を張ったり軍の農地で働いたりしなくてはなりませんでした。住民は柵を張り終えると、伸びすぎた雑草を切り、落花生とゴマを栽培しなくてはなりませんでした。2001年6、7月の農耕期の終わりまで続きました。義理の息子は…町から約7マイル[約11キロメートル]離れたところにある水田を耕させられました。この辺りの村は、1997年に軍の強制移住計画で住民が立ち退かされたため、あまり人がいませんでした。町に引っ越した住民もいれば、タイに移った住民もいました。住民が移動すると、軍は残された畑を取り上げ、家屋に住みました。元の持ち主が戻ってきた場合に、軍がこれを返すかどうかは知りません。義理の息子が田を耕し終えると、今度は私の娘がそこに田植えに行かされました。彼女は1日行かなくてはならず、軍はこのとき村長に『明日、女性10人を田植えに出すように』と命令しました。村長は兵士に殴られる

ことを恐れて、命令に従いました。彼が断っても、本当に殴られたかどうかはわかりません」

シャン州、S 1 0 8 番

「軍が駐屯する前、第407軽歩兵大隊の司令官が私たちの村にやって来て、農園にするための…土地を整備し、種をまくよう住民に命じました。それは2001年の雨季の初めでした。…第407軽歩兵大隊がその土地を所有しています。約8エーカー〔約3.2ヘクタール〕ありました。そこを整備しなくてはなりませんでした。村長が各地区の責任者を呼び出し、軍のために土地を整備しに行かなくてはならないと告げました。地区の責任者からこのことを告げられたとき私は『村長は前に、もうこの村ではロイアーペーはないと言ったのに、なぜまた行かなくてはならないのですか』と尋ねました。地区の責任者は私に『兵士が村長に、1日だけ彼らの手伝いをして欲しいと頼んだのだ』と答えました。それで私は行くしかなかったのですが、仕事は1日では終わりませんでした。3日もかかりました。…私たちは仕事が終わるまで、交代で働きに行かなくてはなりませんでした。私自身は1日しか行きませんでした。私の娘が私の後に2日間行かなければなりませんでした。私が行ったときには、約32人がいました。私の娘はたった13歳です。私たちは断ることができませんでした。村長の命令だったので行かなくてはなりませんでしたし、行かなければ兵士が私を連行しに来ることを恐れたからです。…私たちは、食事は家に戻ってしなくてはなりませんでした。土地を整備する道具も持参しなければなりませんでした」

テナセリム管区、GF 1 1 2 番

「イエピユ郡では、第406軽歩兵大隊が2001年の雨季の初めに1か月ほど滞在した後、兵士のための牛を飼育するために広大な場所を囲うよう私たちの村に命じました。命令は司令官が出し、村長がそれを実行しました。私は牧場づくりに3回行かなければならず、毎回丸一日かかりました。交代で、1回につき10人が行きました。私は6日に1度行かなくてはならず、完成するまでに約20日かかりました。…現在そこには牛が約200頭いますが、全て、国境に行つて売つるために牛を連れていた住民から取り上げられたものでした。軍は国境に行く途中の住民から牛を取り上げ…代金は払いませんでした」

テナセリム管区、GF 1 0 7 番

「2001年4月と5月、村長の補佐がやってきて、『竹を切つて軍の農場の柵を張らなくてはならない。お前の家族の担当する場所に印を付けてある』と言いました。補佐は

また、『手を抜いたために、お前が柵を張ったところから農場に動物が侵入するようなことがあったら、お前が損害を弁償しなければならない。…』とも言いました」

シャン州、S 1 0 8 番

「ムンクンではビルマ兵がいつも私たちを抑圧するので、2001年8月にタイに来ました。ビルマ兵は私たちを自分たちのために働かせ、無理に米を安く売らせました。米を売のを断ることはできませんでした。断れば彼らは私たちの農場を占拠するかもしれないので、毎年米を売らなくてはなりません。私の家族は2年前から彼らに米を売っています。…全部でどれだけビルマ兵に売ったのかはわかりません」

シャン州、S 1 1 6 番

7：インフラ整備

道路や鉄道、ダムなどのインフラ整備にも、強制労働がよく利用される。

「2001年には、毎週土曜日に各世帯から一人が村沿いの道の路肩を整備しに行かなくてはなりませんでした。…毎週土曜日に、自分の食べ物を持参して、道の両脇50フィート [約15メートル] を整備しに行かなければなりませんでした。軍隊が移動中に [反政府勢力の] KNUに襲われないよう、こんなことをやらされるのだ、と言う人もいました」

テナセリム管区、GF 1 0 5 番

「2001年に、第282軽歩兵大隊のためにポーターをした後、住民たちはイエピュ郡の車道の両脇を整備しなくてはなりませんでした。道の両脇250フィート [約75メートル] を整備させられました。各村が3マイル [約4.8キロメートル] ずつ担当しなければなりませんでした。この命令は第282軽歩兵大隊から村長に下り、村長が住民に働きに行くように言ったのでした。誰も賃金をもらいませんでした」

テナセリム管区、GF 0 2 4 番

「2001年2月に3日間、クンヒン郡内で、ナムザン郡に向かう道路の整備をしなければなりませんでした。しかしこの時は、SPDCの兵士が25チャットをくれました。それは3日分の賃金で、1日分ではありませんでした。どうして今回賃金をくれたのかはわかりませんが、とにかく一生懸命働かなくてはなりませんでした。道路は山裾にあるため、地滑りがよく起こります。彼らはまた、私たち一人一人にミルク缶3杯分のビルマ米をくれました。それが私たちの『賃金』でした。2回目に私たちが軍のために働かされたのは2001年3月のことでした。トウモロコシを植える前に地面を耕さなくてはならなかつ

たのですが、この時は何ももらいませんでした。私はこのとき7日半働きました。村長はこの仕事もロイアーペーだと言い、行くのを拒めば1日500チャットの罰金を課されると言いました」

シャン州、S111番

「私たちはまた、ハンミンジとタヴォイとを結ぶ道路を整備しなくてはならず、その命令は村長から来ました。橋を修理させられるときもありました。各世帯から一人ずつ行かなくてはなりません。子どもも働いていました…親が行く時間がなかったからです。これは、現在でも村でほぼ毎週行われています」

テナセリム管区、GF021番

「クンヒン郡で道路の周辺の整備をしなくてはなりません。この道路は大隊の新しい陣地に向かうものです。2001年3月か4月頃に、一日この仕事をさせられました。…この道路の先にある村のパゴダを修理するため、建材を大型トラックで運ぶ必要があったので、軍は道路を整備・拡張させたのです。20から30人が働いていました。パゴダで働いたり、竹の足場を組んだり、卒塔婆を白く上塗りする仕事をさせられた人もいました。その前に、水の運搬やパゴダの掃除をさせられた人もいました。それからペンキを塗ったのです」

シャン州、S100番

8：地域の整備・美化

住民が地域の清掃、美化をさせられることもあった。さらに、地域の軍司令官が町と村の開発のためと称して様々な課徴金を求める事例も増えている。

「チャットーとイエピユとを結ぶ道路沿いに木を植えなければなりません。それは、政府の役人が村に来て、強制労働はなくなると言ってから2か月後のことでした。住民が交代で働きに行かなければなりません。イエピユ郡の役人が村長に文書を送り、村長が住民に伝えました。私たちは道の両脇にたくさんの木を植えなければなりません。どの木も約10ヤード[約30メートル]の高さがありました。[道路の長さは]約2マイル[約3.2キロメートル]でした。…丸一日かかりました」

テナセリム管区、GF111番

「村長は、もう強制労働にもポーターにも行かなくてよいが、村の道路の整備をしなければならぬ、と言いました。…郡を清潔に美しくするためだそうです」

テナセリム管区、GF111番

「私たちはポーターを出す必要はありませんが、毎月SPDCにお金を払わなければなりません。…一か月に、400から500チャットを払わされました。軍は月に2、3回はお金を求めてきました。100チャットのときもあれば、200チャットの時もありました。このお金は、道路の開通式や新年会、美人コンテスト、ボクシング・パーティーなどの催しに使われました」

テナセリム管区、GF005番

第3部：命令1／99の問題点

1：命令1／99についての知識

命令1／99の内容をビルマ東部国境周辺の州の住民に周知させる努力は、中途半端なものとなっている。聞き取り調査を受けた人の多くは、この命令について何も知らないと言う。何らかの形で命令1／99の情報を得た人も、その重要性を十分に理解していないか、未だ行われている強制労働に効果がないことを不満に思っている。

「イエピユ郡の私たちの村には、もう強制労働もポーターも行わないと書かれた掲示板がありますが、私たちは未だに強制労働をさせられます。掲示板は2001年5月に初めて立てられました。8月第一週に、陸軍将校の集団が村に来て会合を開き、誰かに無報酬の強制労働やポーターを命じられても応じなくてよい、と言いました。…でも、私たちは[そのような命令を]断ることはできません。兵士は、強制労働について尋ねられたら、強制されているのではなく手伝ってくれるように頼まれたのだと言え、と言いました」

テナセリム管区、GF107番

「2001年の雨季の初め、村長が住民に、村ではもう強制労働は行われず、平和な時代が訪れると書かれた紙を配りました。しかし、署名入りのその文書を見たにもかかわらず、強制労働は続きました。彼らはやり方を変えて、労働は社会のためのものであり、私たちの助けが必要なのだと言うようになりました」

テナセリム管区、GF110番

「私は命令1／99について聞いたことがなく、その法律の内容も知りません。軍が私たちに道路の整備を命令する前、軍の記者が住民に話を聞いたり、写真を撮ったりするために私の町に来たということを知りました。町の役人が私を事務所に呼んでいるそうなので行ってみると、そこにその記者がいました。記者は私に、ここでは強制労働が行われてい

るかどうか尋ねたので、私は、いいえ、と答えました。彼はそれから『[地名]にはもう強制労働はない』と書かれた掲示板の脇に私を立たせて、写真を撮りました」

シャン州、S 1 1 3 番

2 : I L O についての知識

同様に、E R I の聞き取り調査を受けた者のほとんどが、I L O のことや I L O がビルマでの強制労働を廃止させるために行っている努力について知らなかった。

「私は I L O についても命令 1 / 9 9 についても知りません。でも既に言った通り、軍の幹部が住民に労働を強制しないよう部下の兵士に命じたにもかかわらず、兵士がそれを無視しているのだと思います。幹部は、強制労働が続いていることを知らないと思います。…命令 1 / 9 9 について知らせる掲示板などは見たことがありません。でも、『無報酬の労働』が行われなくなると聞いたときには、皆とても喜びました。皆、新しい大隊陣地にいる兵士が増えているにもかかわらず、軍のための労働から解放されたと思いました。でも現実は違っていました。軍はもう強制労働は行わないと言いましたが、まだ行われています。村長はその責任を取ろうとしません。このため多くの住民が村を去ります。タイに来る人もいますが、多くは町に引っ越します」

シャン州、S 1 1 0 番

「命令 1 / 9 9 のことは聞いたことがありません。仲間（自動車の運転手仲間）に、B B C ニュースを [ラジオで] 聞いた人がいて、それによると I L O が強制労働を理由にビルマを非難し、何らかの処置を取ろうとしているとのことでした。私たちはまた、アメリカがビルマに対して何もできないので、I L O がどのような処置をとるだろうか、I L O というものがどれほど大きいものなのかについて話しました。私は I L O について何も知りませんでした。I L O という言葉を初めて耳にしたのはこの時で、I L O が何かを説明することはできません」

シャン州、S 1 1 4 番

3 : 命令 1 / 9 9 の恣意的適用

命令 1 / 9 9 の恣意的適用が明らかに広がっている。この問題には軍司令官の交代が直接関係している。新任の司令官が、いったん一時廃止された強制労働の慣行を復活させることがよくあるのである。

「村長から、もう強制労働は行われないと聞いていました。村長は第 5 5 歩兵大隊のある

少佐から聞いたそうです。…村長は、少佐が村に滞在したとき、もう強制労働は行われな
いと言った、と言っていました。人々は自由になるはずでした。その後、少佐より位の
高い将校が来て、全員、軍のために働かなければならないと言いました。彼は雨季の8月、
他の兵士たちとともに着任し、もう強制労働が行われななどと言ったのは誰か、と尋ね
ました。…これらの兵士たちはとても残忍で、私たちが彼らの顔を見るのを許しませんで
した。彼らの大隊番号は知りませんが、もし強制労働に行かない住民がいれば、彼らはそ
の住民のお金を取り上げます。今では状況が以前よりも悪くなったので、私はシャン州を
去りました」

2001年8月末、シャン州、S111番

「強制労働が法律違反かは全然知りません。軍の幹部は、良いことをしているのだと私た
ちに思わせるために美辞麗句を使いましたが、実際には何も変わっていません。軍は今も
[強制労働の] 命令を下します。事態は彼らが言った通りには変わっていませんから、私
に言わせれば、強制労働が続くのは軍の幹部が実態を確認しに来ないからだと思います。
あるいは、地元駐屯する兵士は、強制労働がなくなると発表された会合の後で、異なる
内容の指示を受けたのかも知れません。いずれにせよ、労働を断ることはできません。兵
士の命令を断れば、罰せられ、殴られ、身柄を拘束されます。村の状況は一段と悪くなっ
ていますが、町の状況はかなり異なります」

シャン州、S110番

「8月の第一週、約10の村を含む地域の全村長の会合に行くように頼まれました。会合
の招集通知書には、各村の戸籍簿を持参せよとの指示がありました。…会合では大隊の司
令官が、反政府勢力の動きを察知した場合には必ず報告せよと言いました。次に、大隊に
は[労力としての] 囚人が十分にいるので、強制労働とポーターはもういらぬ、と言
いました。しかし、敵の居場所を案内するガイドが必要になった場合は、私たちがガイドを
務めなければならないと言いました。しかし数日後、別の司令官が着任し、彼は軍の小屋
を修理したり新しい小屋を建てたりするのを手伝うよう、住民に頼んできました。最初の
司令官がもう強制労働は行われなくなる、と言ったにもかかわらず強制労働は続いていま
す。[駐留する部隊が入れ替わって] 新しい部隊が来ると、私たちに強制労働を求め続ける
のです」

テナセリム管区、GF104番

「2001年の前半、5月頃、ラングーンから政府関係者が私たちの村にやってきました。
[ヤダナ天然ガス] パイプライン沿線地域にあるイエピユ郡で、外国企業から社会開発援

助を受けている13の村の住民が、ポーターや強制労働をさせられているとの報告を受けたからです。しかし、彼らが来て村長に事情を尋ねると、村長は、住民はポーターも強制労働もしなくてもよく、今では万事順調だと答えました。村長が私ともう一人に、役人が来たら同席してくれと頼んでいたため、私は直接このやりとりを見ました。私たちは村長がうそをついていることは知っていますが、理由はわかりません」

テナセリム管区、GF022番

4：誤った報告の強制

複数の信頼できる報告によると、強制労働の状況について意図的に誤った報告をするよう住民に促している軍幹部もいるようだ。本報告書の冒頭にある証言は、最もあからさまな例である。こうした会合はテナセリム管区やシャン州の他の地区でも行われている。

「2001年初め、日にちは正確には覚えていませんが、ラングーンから最高司令官が兵士を伴ってイェピュ郡の村に来て、村長に会いました。7、8台のトラックが来ました。最高司令官は村長に、住民は軍のためにポーターをしなくてもよいと伝えました。私たちはこのことを村長から既に聞いて知っていました。最高司令官が帰ってから、郡に駐留している大尉が村に来て、村でポーターや強制労働がまだ行われているか尋ねられたら、行われていないと答えよ、と住民に告げました。まだポーターや強制労働が続いていると答えれば、その住民は罰せられるのです」

テナセリム管区、GF024番

「3か月前の2001年5月15日頃、友人から、軍の幹部数人が『町で強制労働が行われたか』などといった強制労働に関する質問をするために町を訪ねたと聞きました。皆は『いいえ、町では強制労働はありません』と答えるように指示されました。私は彼に『どうして行われると答えなかったのか』と尋ねました。彼は『自分の身の安全を心配した。幹部たちが帰った後で、軍と問題を起こすことになると思った』と言いました」

シャン州、S100番

5：強制労働を指す用語の変化

誤った現状報告に関連した問題として、強制労働を指す用語に変化が起きている。聞き取り調査対象者のなかには、様々な労働やサービスの呼称の使い分けについて、具体的な指示を受けたと報告する人も多い。また、用語の変化が実態の変化を伴っていないと指摘する人もいる。

「2001年4月末、ある大佐が寺院で講演をしに来るため、村の全世帯から一人ずつが出席しなければならないという知らせを聞きました。…私の義理の息子が希望したので行き、戻ってくると、軍はビルマ語で演説をし、ほとんどの住民は[シャン人なので]理解できず、そのため誰も質問をしなかったと話しました。会合の後で村長が、今後は強制労働(『ロイアーペー』)はないが、ヘルプ(『アクアニー』)はあるかもしれない、と言いました。皆、強制労働という言葉を使ってはいけないことをわかっていました。誰かが強制労働という言葉を使った場合に何が起こるのかは知りませんが、皆、使ってはいけないということだけはわかっています」

シャン州、S108番

「命令1/99のことを聞いたことはありませんが、役人から、強制労働が行われなくなるとは聞きました。…しかし強制労働は今も行われていて、呼び方が『ヘルプ』になっただけです。名称変更が何を意味するかは知りませんが、『無償労働』と呼ぶ場合は兵士が住民に労働を強制することで、『ヘルプ』と呼ぶ場合は住民の方に手伝う意志がある、ということです。名称変更は1年以上前にありました。…名称が変わっただけで、強制労働はまだ行われています」

シャン州、S105番

「強制労働(ロイアーペー)と呼ぼうとヘルプ(アクアニー)と呼ぼうと、私にとっては同じことです。[労働を]断ることはできません。強制労働という言葉が用いられることもあれば、ヘルプという言葉が用いられることもあります。私にとっては両方同じでした」

テナセリム管区、GF111番

「軍が住民を働かせたい時には『ヘルプ』や『無償労働』という言葉を使います。長い間、軍は両方を使っていました。軍が私たちに労働を命じていることを村長が住民に告げるときには、両方の言葉を使うので、二つの言葉の意味に相違はありません」

シャン州、S102番

6：報復行為の恐れ

命令1/99に関する主な問題は、明確な通報制度が確立されていないことだ。独立した司法制度と身の安全の保障がないため、脅迫や暴力行為が広く行われている現状では、通報制度があったとしても人々がそれを利用するとは考えにくい。住民の間には強制労働を通報することへの恐怖が満ちている。また、村長は強制労働から免除されているため、強制労働が行われても通報しない傾向にある。

「将校が何人か、まだ強制労働が行われているかどうかを確認しに戻ってきたのだと思います。でも、役人のところに行って強制労働がまだ行われていると話す勇気のある村長はいませんでした。怖いのですが、村長は私たちのように労働に行かなくてもよいのです。だから何も言いたくないのかもしれませんが。逆に彼らはただこの問題を無視し、真剣に捕らえず、何もしません。皆が強制労働をさせられる中で、誰か一人が英雄ぶって苦情を言っても何になるでしょう。強制労働がなくなったという所について聞いたことも見たこともありません。2001年初めに町に戻る前には、私はシャン州北部の停戦地域に住んでいました。そこにはシャン州軍北部部隊がいましたが、私たちに強制労働をさせることはありませんでした。しかしSPDCの兵士は強制労働をさせました。私たちは竹を運び、SPDCの大隊の陣地や陣地内の建物全部の柵と屋根を作らなければなりませんでした」

シャン州、S110番

「村長とこのことについて言い争おうとする勇気のある者は、特に貧しい住民の中にはいません。でも、裕福な者でさえ恐いので議論をしません。村長はシャン人でしたが、ビルマ語を話します。村長は一度、…将校に、強制労働について尋ねたそうです。村長は、兵士が常に住民を働かせると、住民に食べるものが何もなくなってしまうと説明しました。その将校は『大丈夫だ。もう私たちのために働かなくてもいいが、その代わりにここにはもういてはいけない。どこかよそに引っ越さなければならない』と言いました。だから私は混乱しています。町にいる限り、兵士のために頻繁に働かなくてはなりません。町を出てジャングルに隠れば、軍のために働かなくてもよくなりますが、今度は彼らに撃たれてしまいます」

シャン州、S111番

「はい、軍は法律を破っていると思います。軍のために働きたくない人がいれば、罰を受けます。例えば、軍のために働きたくない人がいると兵士はその人の土地を占拠してしまいます。兵士が言うように、土地をはじめ全てが政府のものなのです。だから、働きたくない住民はどこかに移動しなければならないと言うのです。…それを拒めば、兵士は私たちを殺すでしょう」

シャン州、S102番

「村長の補佐が来て住民の名簿に見せ、私が道路整備に行かなければならず、行けない場合には、彼が代わりの人を雇えるように1500チャットを支払わなければならないと言

いました。それから私は、行くことに同意したことを示すために名簿に署名しなくてはなりませんでした。…住民は働きに行きたがっているとは思いませんが、1500チャットを払うのもいやでした。でも、この深刻な時代に誰も断れませんでした。軍は本当に住民を罰する気です。…署名しなければ、私の身に何が起こるか想像もできません」

シャン州、S113番

7：命令1／99の実質的効力

命令1／99の成立以降、人々は強制労働について一層混乱し、悲観的になっている。

「現状は少し良くなりましたが、強制労働が終わるとは思いません。例えば、私はポーターに行かなくてもすみましたが、私の友人は未だに軍のために働きに行かなければならず、人々は現状について本当のことを語ろうとしません。話せばトラブルに巻き込まれる恐れがあるため、人々は軍や政府の役人が強制労働を求めるかどうかについて正直に答えることができないのです。生まれてから今までずっと…たくさんの強制労働をさせられたので、強制労働が合法的なのか違法なのかは知りませんでした。強制労働が違法だとは誰も私に説明してくれませんでした」

シャン州、S100番

「私は混乱しています。でも、今では労働を断っても罰せられることはないのだと思います。軍が私たちを助けようとしていると思わせるための、幹部の戦略なのかもしれません。彼らは言うこととすることとが一致しません。良いことを話す人たちがいる一方、悪いことをする人たちがいます。同じことが周辺のほかの村でも起こっています」

シャン州、S110番

「強制労働はもう行われなくなる、という内容の掲示や文書を町で見たことはありませんが、村長からこれが本当であることを聞くと、住民はとても喜びました。皆半信半疑でした。皆、信じたかったのですが、実際にはまだ強制労働が続いていたので、完全には信じなかったのです。…強制労働は国中で行われていると思います。命令1／99が意味のあるものとは思いません。強制労働を禁じる法律があっても、軍は結局、人々を強制的に働かせるのです」

シャン州、S102番